

令和6年第2回広尾町議会臨時会 第1号

令和6年5月8日（水曜日）

○議事日程

- 1 仮議席の指定について
- 2 選挙第1号 議長の選挙について
- 追加 1 会議録署名議員の指名
- 追加 2 会期の決定について
- 追加 3 選挙第2号 副議長の選挙について
- 追加 4 議席の指定について
- 追加 5 常任委員の選任について
- 追加 6 議会運営委員の選任について
- 追加 7 議会広報特別委員会の設置について
- 追加 8 選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙について
- 追加 9 選挙第4号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙について
- 追加 10 選挙第5号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙について
- 追加 11 発委第2号 議会運営委員会の所管事務調査について

○追加議事日程第2

- 1 議長の常任委員辞任について

○追加議事日程第3

- 1 行政報告
- 2 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 4 報告第 2号 専決処分の報告について
- 5 報告第 3号 専決処分の報告について
- 6 議案第38号 広尾町税条例の一部改正について
- 7 議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部改正について
- 8 議案第40号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第1号）について

○出席議員（13名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 斎藤 弘樹 | 2番 尾矢 利昭 |
| 3番 大庭 克彦 | 4番 雄谷 幸裕 |
| 5番 山岸 謙一 | 6番 松田 健司 |
| 7番 志村 國昭 | 8番 浜野 隆 |

9番 萬亀山 ちず子
11番 渡 辺 富久馬
13番 堀 田 成 郎

10番 前 崎 茂
12番 山 谷 照 夫

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者		沖 田 一 美
兼 出 納 室 長		沖 田 一 美
総 務 課 長		山 崎 勝 彦
総 務 課 長 補 佐		柏 崎 弥 香 子
併 総 務 課 参 事		西 内 努
併 総 務 課 主 幹		木 村 正 樹
併 総 務 課 主 幹		坂 田 邦 昭
企 画 課 長		山 岸 直 宏
企 画 課 長 補 佐		鎌 田 慎 美
住 民 課 長		楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐		村 中 晃 央 子
兼 住 民 課 長 補 佐		三 浦 直 大 也
保 健 福 祉 課 長		宝 泉 一 大 也
保 健 福 祉 課 参 事		宝 泉 一 大 也
兼 老 人 福 祉 セ ン タ ー 所 長		宝 泉 一 大 也
兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長		宝 泉 一 大 也
兼 健 康 管 理 セ ン タ ー 長		保 坂 一 直 子
健 康 管 理 セ ン タ ー 次 長		三 浦 直 子
保 健 福 祉 課 子 育 て 支 援 室 長		浜 頭 力 惠
兼 子 育 て 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長		浜 頭 力 惠
認 定 こ ど も 園 ひ ろ お 保 育 園 長		船 田 光 和 德
豊 似 保 育 所 長		小 村 和 輝 義
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長		金 石 輝 義
兼 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長		金 石 輝 義
農 林 課 長		及 川 隆 之
兼 町 営 牧 場 長		及 川 隆 之
水 産 商 工 観 光 課 長		室 谷 直 宏
水 産 商 工 観 光 課 長 補 佐		山 田 雅 樹

建設水道課長	寺井	真
建設水道課長補佐	三上昌	樹
建設水道課長補佐	川崎幸	一
兼下水終末処理センター長	寺井	真
港湾課長	安岡伸	弘
港湾課長補佐	須田圭	一

〈教育委員会〉

教育長	菅原康	博
管理課長	山畑裕	貴
管理課長補佐	三浦弘	樹
学校給食センター所長	山岸達	也
社会教育課長	渡辺將	人
兼図書館長	渡辺將	人
兼海洋博物館長	渡辺將	人

〈監査委員〉

代表監査委員	澤田佳	幸
併書記長	白石晃	基

〈農業委員会〉

会長	大森康	雄
事務局長	森谷	亨

○出席事務局職員

事務局長	白石晃	基
事務局次長	佐藤直	美
総務係主事補	別所龍	月

開会 午前10時00分

1、議会事務局長（白石） 事務局長の白石でございます。

本臨時会については、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして年長議員が臨時議長の職務を行うこととなります。

ただいまの出席議員中、渡辺富久馬議員が年長者でありますので、ご紹介をいたします。

渡辺議員、議長席までお願いをいたします。

1、臨時議長（渡辺） ただいまご紹介いただきました渡辺でございます。地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

◎自己紹介

1、臨時議長（渡辺） 開会に先立ち、一般選挙後、最初の議会でありますので、広尾町議会の運営に関する基準に基づき、議員の自己紹介を行います。

前列の斎藤弘樹議員から順次、住所、氏名、職業の紹介をお願いいたします。

どうぞ。

1、議員（斎藤） おはようございます。初めまして。野塚に住んでいます斎藤弘樹と申します。6年間、広尾町商工会に勤めておりました。これから4年間どうぞよろしく願いいたします。

1、議員（尾矢） 尾矢利昭です。広尾公園通南3丁目3の30に住んでおります。現在、十勝製函、O2など会社の役員をさせていただいております。4年間、皆様どうぞよろしく願いいたします。

1、議員（松田） 野塚本通72番地に住んでいます松田健司と申します。職業は児童支援員になります。2期目も4年間よろしく願いいたします。

1、議員（堀田） おはようございます。東1条11丁目17番地に居住をしております、会社役員をしております堀田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

1、議員（大庭） おはようございます。大庭克彦と申します。住所は字紋別19線49の58、豊似市街に住んでおります。職業については団体職員、広尾農協に勤めております。1期目でございますので、皆様のご指導よろしく願いをいたします。

1、議員（雄谷） おはようございます。雄谷幸裕でございます。錦通南2丁目54番地の2に居を構えております。無職です。4年間よろしく願いいたします。

1、議員（山岸） 山岸謙一と申します。住所は、広尾町並木通東2丁目30番地でございます。職

業は無職でございます。4年間よろしく願いいたします。

1、議員（浜野） おはようございます。野塚の浜野隆といたします。職業は酪農業をやってございます。よろしく願いいたします。

1、議員（志村） 志村國昭と申します。住所は丸山通南4丁目34番地3です。職業には就いておりません。無職です。4年間またよろしく願います。

1、議員（萬亀山） おはようございます。萬亀山ちず子と申します。広尾町東1条12丁目で自営業をやっております。今後4年間またお世話になります。よろしく願いいたします。

1、議員（前崎） おはようございます。前崎茂でございます。丸山通北6丁目に住んでおります。政党役員をやっております。どうぞよろしく願いをいたします。

1、議員（山谷） 広尾町字音調津1番地の20、山谷照夫です。職業は無職です。4年間またお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

1、臨時議長（渡辺） 次に、理事者側の自己紹介を行います。
町長から順次お願いいたします。

1、町長（田中） 皆さん、おはようございます。町長の田中靖章でございます。広尾町丸山通南5丁目13番地に居住しております。どうぞよろしく願いいたします。

1、会計管理者（沖田） おはようございます。会計管理者の沖田です。丸山通南5丁目に居住しております。よろしく願いいたします。

1、教育長（菅原） おはようございます。教育長の菅原でございます。居住地は並木通東2丁目でございます。よろしく願いいたします。

1、代表監査委員（澤田） おはようございます。監査委員の澤田と申します。住所は錦通北2丁目43番地です。昨年の12月17日に就任しております。よろしく願いいたします。

1、総務課長（山崎） 総務課長の山崎勝彦と申します。どうぞよろしく願いいたします。

1、企画課長（山岸） 企画課長の山岸直宏でございます。広尾町公園通北3丁目8番地に住んでおります。どうかよろしく願いいたします。

1、住民課長（楠本） 住民課長の楠本と申します。丸山通北6丁目に居住しております。どうぞよろしくお願いいたします。

1、保健福祉課長（宝泉） おはようございます。保健福祉課長の宝泉大と申します。住所は西1条11丁目12番地2でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、保健福祉課参事兼健康管理センター長（保坂） おはようございます。保健福祉課参事兼健康管理センター長の保坂です。どうぞよろしくお願いいたします。

1、保健福祉課子育て支援室長（浜頭） おはようございます。子育て支援室長、浜頭力です。住所は豊似字本通であります。よろしくお願いいたします。

1、養護老人ホーム兼特別養護老人ホーム所長（金石） おはようございます。養護老人ホーム兼特別養護老人ホームの所長をしています金石輝義です。居住地は公園通北4丁目1の11です。よろしくお願いいたします。

1、農林課長兼町営牧場長（及川） おはようございます。農林課長の及川隆之と申します。住所は丸山通南5丁目です。どうぞよろしくお願いいたします。

1、水産商工観光課長（室谷） おはようございます。水産商工観光課長の室谷直宏です。丸山通北3丁目に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

1、建設水道課長（寺井） おはようございます。建設水道課長をしております寺井真と申します。住所は東3条12丁目に住んでおります。よろしくお願いいたします。

1、港湾課長（安岡） おはようございます。港湾課長の安岡伸弘と申します。紅葉通北1丁目に住んでおります。どうぞよろしくお願いいたします。

1、総務課参事（西内） おはようございます。併任発令でございますが、総務課参事、本籍につきましては、とちぎ県広域消防局広尾消防署の署長、西内努です。住所につきましては、町内丸山通南1丁目に在住しております。よろしくお願いいたします。

1、管理課長（山畑） おはようございます。教育委員会管理課長をしております山畑裕貴と申します。よろしくお願いいたします。住所は丸山通北5丁目になります。

1、社会教育課長（渡辺） おはようございます。教育委員会社会教育課長、渡辺将人です。住所は並木通東1丁目です。よろしくお願ひいたします。

1、農業委員会事務局長（森谷） おはようございます。農業委員会事務局長の森谷亨と申します。住所は公園通北3丁目でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

1、臨時議長（渡辺） 最後になりました。渡辺富久馬です。住所は広尾町です。これから4年間、死なないで頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

◎開会の宣告

1、臨時議長（渡辺） ただいまから、令和6年第2回広尾町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

1、臨時議長（渡辺） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定

1、臨時議長（渡辺） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 選挙第1号

1、臨時議長（渡辺） 日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員数は13人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、松田健司議員、4番、堀田成郎議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名で行います。

（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序のほうを申し上げます。

1番、斎藤弘樹議員、2番、尾矢利昭議員、3番、松田健司議員、4番、堀田成郎議員、5番、大庭克彦議員、6番、雄谷幸裕議員。

(不規則発言あり)

7番、山岸謙一議員、8番、浜野隆議員、9番、志村國昭議員、10番、萬亀山ちず子議員、11番、前崎茂議員、12番、山谷照夫議員、13番、渡辺富久馬議員。

(投票)

1、臨時議長（渡辺） 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

松田健司議員、堀田成郎議員、開票の立会を願います。

(開票)

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。そのうち有効投票が13票です。有効投票のうち、堀田成郎議員11票、前崎茂議員1票、山谷照夫議員1票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、堀田成郎議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

ただいま議長に当選された堀田成郎議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、議長に当選された堀田成郎議員に就任の挨拶を許します。

1、議長（堀田） 改めまして、おはようございます。

ただいま皆さんから互選されまして、議長の席をお預かりするとなりました堀田成郎でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今回の選挙を経まして、町長選挙に至っては24年ぶり、議会議員の選挙も12年ぶりの選挙でございました。久しぶりの民意の蓄積によって選ばれたこの13名であります。

地方自治は厳しい時代が続いておりますが、議決権、町政に対する監査権、そして選挙で選ばれた町民の皆さんを代表する機能を有する我々は、町長部局以上に広尾町の将来に対して責任を果たさなくてはなりません。議員の皆さん一人一人が現在から将来にわたっての広尾町の幸せをつくり出す、その覚悟を持って議場と日常に臨んでいただきたいと心からお願いするものであります。

二代表制の一翼を担う議会、その長として、命を削ってまちづくりに全力で取り組むことをお誓い申し上げまして、冒頭就任のご挨拶に代えさせていただきます。4年間どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

1、臨時議長（渡辺） 以上で、臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

議長と交代のため、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

(臨時議長、議長と交代)

1、議長（堀田） 本会議を再開します。

◎町長の挨拶

1、議長（堀田） ここで、田中町長から就任挨拶の申出がありますので、発言を許します。
田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 皆さん、おはようございます。

改選後の初議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

まずは、このたびの広尾町議会議員選挙におきまして見事当選されました議員の皆様方、ご当選おめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。町民の代表として、広尾町の発展のために、ますますご健勝でご活躍されますことをご祈念申し上げます。

私自身も、同時に行われました広尾町長選挙におきまして、議員の皆様をはじめ町民の皆様方の温かいご支援を賜り、初当選をさせていただき、町政の執行に当たることとなりました。心からお礼を申し上げますとともに、改めて職責の重さに身の引き締まる思いであります。これから4年間、町民の皆様への期待にしっかりと応えられるよう、対話を重視し、議員の皆様、町民の皆様とともに、自らが公約に掲げたまちづくりの推進に向けて誠心誠意努力してまいりたいと考えております。

人口減少や少子高齢化をはじめ、第一次産業の振興、商工振興、港湾振興、福祉、医療、介護、教育、防災、環境など、各分野で課題は山積しておりますが、本町の地域資源を最大限に生かし、

町民、議会、行政が知恵を出し合い、ずっと住み続けたい、そう思える町となるよう、職員と力を合わせて全力を挙げて取り組んでまいります。今後とも、私どもはじめ職員に対しまして、議員の皆様、町民の皆様方の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが、就任に当たりましての挨拶に代えさせていただきます。どうぞ4年間、よろしく願いいたします。(拍手)

◎追加日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長(堀田) 追加議事日程、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、浜野隆議員、9番、志村國昭議員を指名します。

◎追加日程第2 会期の決定について

1、議長(堀田) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決しました。

◎追加日程第3 選挙第2号

1、議長(堀田) 日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は13人であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に10番、萬亀山ちず子議員、11番、前崎茂議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。ございませんね。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票願います。

1、議会事務局長（白石） それでは、投票順序のほうを申し上げます。

1番、斎藤弘樹議員、2番、尾矢利昭議員、3番、松田健司議員、5番、大庭克彦議員、6番、雄谷幸裕議員、7番、山岸謙一議員、8番、浜野隆議員、9番、志村國昭議員、10番、萬亀山ちず子議員、11番、前崎茂議員、12番、山谷照夫議員、13番、渡辺富久馬議員、4番、堀田成郎議員。

（投票）

1、議長（堀田） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

萬亀山ちず子議員、前崎茂議員、開票の立会いを願います。

（開票）

選挙の結果を報告します。

投票総数13票。そのうち有効投票数は13票です。有効投票のうち、山谷議員13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、山谷照夫議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

ただいま副議長に当選された山谷照夫議員に、本席から会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、副議長に当選された山谷照夫議員に就任の挨拶を許します。

1、副議長（山谷） 今回、凶らずも副議長に選任されました山谷です。どうぞよろしく申し上げます。

微力ではありますが、誠心誠意責務を全うする決意であります。もとより二元代表制の一翼を担う議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要なものになっていると感じております。

一方で、行政と議会は車の両輪にも例えられます。それぞれの立場でまちづくりの課題に向き合い、協力して町の発展に尽くすことも求められています。新人も5名と、新しい風を議会に吹き込む期待を担うこととなりました。私も非力ではありますが、堀田議長を補佐し、健全な議会運営に心を尽くしてまいりたい所存であります。

重ねて、皆様の温かいご指導、ご協力を心からお願い申し上げ、就任のご挨拶といたします。(拍手)

1、議長（堀田） ここで、議員協議会開催のため、本会議を休憩します。

午前10時38分 休憩

午前11時49分 再開

本会議を再開します。

◎追加日程第4 議席の指定について

1、議長（堀田） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、議席番号と氏名のほうを申し上げます。

1番、斎藤弘樹議員、2番、尾矢利昭議員、3番、大庭克彦議員、4番、雄谷幸裕議員、5番、山岸謙一議員、6番、松田健司議員、7番、志村國昭議員、8番、浜野隆議員、9番、萬亀山ちず子議員、10番、前崎茂議員、11番、渡辺富久馬議員、12番、山谷照夫議員、13番、堀田成郎議員。

以上であります。

1、議長（堀田） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、ただいまから指定の議席に着席願います。

暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

再開します。

◎追加日程第5 常任委員の選任について

1、議長（堀田） 日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。

これより事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、総務常任委員会、7名であります。4番、雄谷幸裕議員、5番、山岸謙一議員、6番、松田健司議員、7番、志村國昭議員、8番、浜野隆議員、12番、山谷照夫議員、13番、堀田成郎議員。

次に、産業常任委員会、6名であります。1番、斎藤弘樹議員、2番、尾矢利昭議員、3番、大庭克彦議員、9番、萬亀山ちず子議員、10番、前崎茂議員、11番、渡辺富久馬議員。

以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、常任委員は、配付した名簿のとおり選任することに決しました。

ここで、副議長と交代のため、暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時53分 再開

（議長、副議長と交代）

1、副議長（山谷） 再開します。

ただいま総務常任委員に選任された議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。議長は、その職務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、1つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもあり、常任委員を辞任したいとするものであります。

◎日程追加の議決

1、副議長（山谷） お諮りします。議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任についてを日程に追加し、追加議事日程第2として議題とすることに決しました。

◎追加議事日程第2 日程第1 議長の常任委員辞任について

1、副議長（山谷） 追加議事日程第2、日程第1、議長の常任委員辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、堀田議長の退場を求めます。

(堀田成郎議長 退席)

お諮りします。本件は、申出のとおり常任委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任については許可することに決しました。

議長と交代のため、暫時休憩します。

午前 11時55分 休憩

午前 11時55分 再開

(副議長、議長と交代)

1、議長(堀田) 本会議を再開します。

ここで、各常任委員会の委員長、副委員長を互選するため、委員会の開催を願います。委員会の開催場所は議員控室で行います。先に総務常任委員会を開催し、終了後、産業常任委員会を開催します。なお、臨時委員長は、委員会条例第9条第2項の規定に基づき年長委員が務めることとなります。

各常任委員会が終了するまで本会議を休憩します。

午前 11時56分 休憩

午後 1時19分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に各常任委員会が開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

総務常任委員会の委員長に浜野隆議員、副委員長に雄谷幸裕議員、産業常任委員会の委員長に前崎茂議員、副委員長に萬亀山ちず子議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎追加日程第6 議会運営委員の選任について

1、議長(堀田) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により指名したいと思います。

これより事務局長に朗読をさせます。

暫時休憩します。

午後 1時19分 休憩

午後 1時20分 再開

再開します。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、議会運営委員について申し上げます。

2番、尾矢利昭議員、5番、山岸謙一議員、6番、松田健司議員、7番、志村國昭議員、10番、前崎茂議員、12番、山谷照夫議員。

以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、配付した名簿のとおり選任することに決しました。

ここで、議会運営委員会の委員長、副委員長を互選するため、議会運営委員会の開催を願います。委員会の開催場所は、議員控室で行います。なお、臨時委員長は、委員会条例第9条第2項の規定に基づき年長委員が務めることとなります。

委員会が終了するまで、本会議を休憩します。

午後 1時21分 休憩

午後 1時28分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

議会運営委員会の委員長に志村國昭議員、副委員長に松田健司議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎追加日程第7 議会広報特別委員会の設置について

1、議長（堀田） 日程第7、議会広報特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は、本町議会の内容等を広く町民に知らしめるための調査研究及び議会広報発行等のため、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を令和8年2月28日までとし、閉会中も継続して調査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は、6名の議員で構成する議会広報特別委員会を設置し、期間を令和8年2月28日までとし、閉会中も継続して調査することに決しました。

ただいま設置されました議会広報特別委員会の委員の選任を行います。

本委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定に基づき指名したいと思います。

これより事務局長に朗読をさせます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、議会広報特別委員会、6名でございます。

1番、斎藤弘樹議員、3番、大庭克彦議員、4番、雄谷幸裕議員、8番、浜野隆議員、9番、萬亀山ちず子議員、11番、渡辺富久馬議員。

以上であります。

1、議長（堀田） これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員は、配付した名簿のとおり選任することに決しました。

ここで、議会広報特別委員会の委員長、副委員長を互選するため、議会広報特別委員会の開催を願います。委員会の開催場所は、議員控室で行います。なお、臨時委員長は、委員会条例第9条第2項の規定に基づき年長委員が務めることとなります。

委員会を終了するまで、本会議を休憩します。

午後 1時30分 休憩

午前 1時38分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に議会広報特別委員会において正副委員長の互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

議会広報特別委員会の委員長に萬亀山ちず子議員、副委員長に斎藤弘樹議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎追加日程第8 選挙第3号

1、議長（堀田） 日程第8、選挙第3号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

十勝圏複合事務組合議会議員に、堀田成郎議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、堀田成郎議員は、十勝圏複合事務組合議会議員に当選されました。

◎追加日程第9 選挙第4号

1、議長(堀田) 日程第9、選挙第4号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

とかち広域消防事務組合議会議員に、堀田成郎議員、山谷照夫議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました各議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、堀田成郎議員、山谷照夫議員は、とかち広域消防事務組合議会議員に当選されました。

◎追加日程第10 選挙第5号

1、議長(堀田) 日程第10、選挙第5号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定に基づき指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

南十勝複合事務組合議会議員に、浜野隆議員、萬亀山ちず子議員を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました各議員を当選人とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、浜野隆議員、萬亀山ちず子議員は、南十勝複合事務組合議会議員に当選されました。

◎追加日程第11 発委第2号

1、議長（堀田） 日程第11、発委第2号 議会運営委員会の所管事務調査についてを議題とします。

本件の調査事項は各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） それでは、議会運営委員会の所管事務調査について申し上げます。

会議規則第75条の規定による所管に関する事務について議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和6年第2回臨時会終了後から令和6年第2回定例会まで。

2、調査事件。

(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長（堀田） お諮りします。会議規則第75条の規定により、議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続調査できるよう提案がありました。委員長の申出どおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、委員長の申出どおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時45分 再開

再開します。

◎日程追加の議決

1、議長（堀田） 次に、町長から専決処分の承認1件、専決処分の報告3件、条例の一部改正2件、補正予算の議案1件の提出がありました。

お諮りします。提出のあった7件について日程に追加し、追加議事日程第3とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、提出のあった7件についてを日程に追加し、追加議事日程第3として議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午後 1時45分 休憩

午後 1時47分 再開

再開します。

◎追加議事日程第3 日程第1 行政報告

1、議長（堀田） 追加議事日程第3、日程第1、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありますので、発言を許します。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 行政報告をさせていただきます。

野塚交流館「集いの杜」本格オープンについてであります。

昨年11月30日から一部の部屋の一般開放を行ってまいりました野塚交流館、通称「集いの杜」につきまして、2階の2部屋の準備が整い、明日5月9日から一般開放することとなりましたので、ご報告いたします。

今回開放する部屋は、2階の木のおもちゃ館とコミュニティスペースの2部屋となります。5月9日以降は、いずれの部屋も木曜日から土曜日までの週3回、午前10時から午後4時まで無料開放いたします。ぜひ多くの方々にご利用いただきたいと思いますと考えております。

町民に対しましては、防災行政無線にて周知を行う予定であります。

以上、行政報告を終わります。

1、議長（堀田） 特に確認することがあれば、発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で行政報告を終わります。

◎追加議事日程第3 日程第2 承認第1号

1、議長（堀田） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

議案は1ページであります。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事件を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらるるものであります。

専決処分の件名は、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第12号）であります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

先ほど申し上げました令和5年度広尾町一般会計補正予算（第12号）についてでありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。農業経営緊急支援資金利子補給予算の債務負担行為の変更について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分をさせていただきます。

処分日につきましては、令和6年3月26日であります。

次のページの別紙、令和5年度広尾町一般会計補正予算（第12号）であります。

第1条は、債務負担行為の補正でありまして、債務負担行為の変更を第1表でお示しするものであります。

次のページをお願いします。

第1表、債務負担行為補正の変更であります。

農業経営緊急支援資金利子補給について、新たな融資が発生したため、利子補給の限度額を570万3,000円に変更するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。承認方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本件に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決しました。

◎追加議事日程第3 日程第3 報告第1号

1、議長(堀田) 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長(田中) 報告第1号 専決処分の報告についてであります。

議案は5ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお願いします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

件名は、令和5年度広尾町一般会計補正予算(第13号)でありまして、別紙にお示しをするものであります。

専決処分の理由であります。基金の繰入金及び積立ての確定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和6年3月31日であります。

次のページの別紙、令和5年度広尾町一般会計補正予算(第13号)についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,718万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億710万9,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次のページをお願いします。

第1表の歳入であります。

事項別明細書も併せてご覧をいただきたいと思っております。令和5年度一般会計の事項別明細書(第

13号) であります。

事項別明細書は、3ページ目からになります。

2款地方譲与税から次のページの11款交通安全対策特別交付金までにつきましては、それぞれ3月末での国からの交付額確定により整理を行ったものであります。

15款道支出金は、町有林整備事業の確定による減額であります。

16款1項財産運用収入につきましては、基金の利子収入、繰替え運用収入の確定により整理を行ったものであります。同款2項財産売払収入につきましては、立木売払い収入及びJークレジット売払い収入の確定により整理を行ったものであります。

17款1項寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金等の確定により整理を行ったものであります。

18款1項繰入金につきましては、減債基金は全体予算の調整により繰入金を1億円減額するものであります。国鉄広尾線代替輸送確保基金、中川一郎記念館管理運営基金及び森林環境振興基金は、歳入歳出の確定によりまして繰入額の確定を行い、整理をしたものであります。

20款諸収入につきましては、基金整理に関わるものを整理したものであります。

22款自動車取得税交付金につきましては、交付金の確定による整理であります。

次に、歳出であります。

議案10ページ、事項別明細書につきましては7ページでございます。

2款1項総務管理費につきましては、財務管理費につきましては基金積立金の整理、広尾線転換促進関連事業費及び中川一郎記念館管理費につきましては歳出の確定に伴う整理であります。

3款1項社会福祉費につきましては、寄附金の確定に伴う整理であります。

5款農林水産業費につきましては、Jークレジット売払い手数料、町有林整備事業及び森林環境譲与税を活用した事業の確定に伴う基金積立金の整理であります。

9款1項教育総務費につきましては、ふるさと納税寄附金等の確定に伴い教育振興資金積立金の追加を行ったものであります。

12款1項予備費につきましては、財源調整でありまして、全体予算を整理したものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。

◎追加議事日程第3 日程第4 報告第2号

1、議長（堀田） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第2号 専決処分の報告についてであります。

議案は11ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり

り専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお願いいたします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

件名は、令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）でありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。介護給付費準備基金の積立てについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和6年3月31日であります。

次のページの別紙、令和5年度広尾町介護保険特別会計補正予算（第6号）についてであります。

第1条は、歳出予算の補正で、補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」によるものであります。

次のページをお願いします。

第1表の歳出であります。

2款1項介護サービス等諸費を233万7,000円減額し、3款1項基金積立金に同額を追加するものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第2号 専決処分の報告についてを終わります。

◎追加議事日程第3 日程第5 報告第3号

1、議長（堀田） 日程第5、報告第3号 専決処分の報告についての報告を行います。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 報告第3号 専決処分の報告についてであります。

議案は15ページであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次のページをお願いします。

専決処分書であります。

地方自治法の定めにより専決処分をしたものであります。

件名は、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第8号）でありまして、別紙にお示しするものであります。

専決処分の理由であります。長期債の借入申請手続について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきました。

処分日につきましては、令和6年3月31日であります。

次のページの別紙、令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計補正予算（第8号）についてであります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でありまして、第1項は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ150万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,372万4,000円とするものであります。

第2項につきましては、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は地方債の補正でありまして、地方債の変更を第2表でお示しするものであります。

次のページをお願いします。

第1表の歳入であります。

事業の確定により町債の額を150万円減額するものでありまして、内訳は20ページの第2表、地方債補正に記載のとおりであります。

次に、歳出であります。

1款1項施設介護サービス事業費は、旧丸山保育所の解体撤去工事の確定による減額であります。

2款1項予備費は、全体予算を調整するものであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

1、議長（堀田） 以上で、報告第3号 専決処分の報告についてを終わります。

◎追加議事日程第3 日程第6 議案第38号～日程第7 議案第39号

1、議長（堀田） 日程第6、議案第38号 広尾町税条例の一部改正についてと日程第7、議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第38号 広尾町税条例の一部改正について及び議案第39号広尾町都市計画税条例の一部改正についてを一括して提案理由を申し上げます。

議案は21ページからとなります。

初めに、議案第38号 広尾町税条例の一部改正についてであります。今回の改正は、令和6年度税制改正により制定された個人住民税の定額減税が主なものであります。

内容といたしましては、令和6年度分の個人住民税について、定額による所得割額の特別控除を行うものでありまして、本人及び配偶者を含む扶養親族1人につき1万円の減税を行うものであります。

次に、36ページの広尾町都市計画税条例の一部改正についてであります。法改正により項ずれが生じたことによる文言の整理が主なものであります。

それぞれ詳細につきましては、担当課長より補足説明をいたさせます。議決方よろしく願い申し上げます。

1、議長（堀田） 次に、補足説明をさせます。

楠本住民課長。

1、住民課長（楠本） それでは、広尾町税条例の一部改正及び広尾町都市計画税条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正を行うもので、施行日については改正条項により異なります。また、今回の改正は、令和6年度税制改正により制定された個人住民税の定額減税に伴う条項の新設と、それに関連する条文の整備が主なものとなっております。

それでは、議案資料により説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表につきましては、内容に沿って条文の改め、追加、削除等、整理を行ったものでありますので、説明は省略させていただきます。

議案資料の1ページをお開き願います。

1、広尾町税条例の一部改正であります。

(1)、寄附金税額控除ですが、公益信託の見直しに伴う所得税法等の見直しに伴う規定の整備でして、施行日は、公益信託に関する法律の施行日の属する年の翌年の1月1日となっております。

(2)、町民税の減免については、減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するもので、適用日は令和6年4月1日となっております。

続きまして、(3)、条例第56条についてですが、これについては私立学校法の改正に伴いまして引用条文の改正を行うもので、施行日は令和7年4月1日となります。

(4)、固定資産税の減免及び(5)、特別土地保有税の減免については同趣旨の改正で、(4)、当該者が所有する固定資産、(5)、当該者が所有または取得する土地がそれぞれ減免事由に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は、職権による減免を可能とする規定を追加するもので、適用日はいずれも令和6年4月1日でございます。

(6)、公益法人等に係る町民税の課税の特例につきましては、単に課税標準のみなし課税を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ削除するもので、施行日は、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日とするものでございます。

続きまして、(7)、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例についてでございますが、能登半島地震による災害により住宅、家財等の資産について損失が生じた場合に、本来であれば翌年の令和7年度分の町民税の雑損控除の対象となるものを令和6年度分の個人の町民税において対象とすることができる特例を設けるもので、適用日は令和6年4月1日でございます。

(8)、特定一般用品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例については、前条が追加されたことによる項ずれの反映で、適用日は令和6年4月1日でございます。

続いて、(9)、令和6年度分の個人の町民税の特別税額控除（附則第7条の5）から令和7年度

分の個人の町民税の特別税額控除（附則第7条の8）につきましては、定額減税に係る条項の新設でございます。

議案資料の6ページをご覧ください。

個人住民税の定額減税についてでございます。

まず初めに、1つ目の対象となる方は、令和5年の合計所得が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者でございます。

2つ目の減税額については、本人、それから配偶者を含む扶養家族1人につき1万円となっております。

3つ目の徴収方法については、四角の囲みの中をご覧ください。

1つ目の給与所得者の特別徴収の方法でございます。本来であれば給与からの町民税の特別徴収は6月から始まりますが、本年は、6月分は徴収せず、定額減税「後」の税額が7月分から令和7年5月分の11か月でならされるというものでございます。

次に、その下の段、普通徴収の場合の方法ですが、定額減税「前」の税額を基に算出された第1期分（6月分）の税額から控除され、控除し切れない場合は第2期分以降の税額から順次控除されるとするものでございます。図の下の米印をご覧ください。本町は、普通徴収の方法につきまして、「納期の特例に関する条例」で6月から12月の7期に納期を設定する特例を設けております。したがって、6月分で控除し切れない場合は、7月から順次控除するということとなります。これにつきましては、別途規則の改正を行い対応することとしております。

次に、年金所得者の方の特別徴収の方法ですが、こちらも定額減税「前」の税額を基に算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除し切れない場合は12月分以降の特別徴収税額から順次控除されるとするものでございます。

議案資料2ページにお戻りください。

(10)の肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例については、定額減税の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定の適用後となるよう読替規定を追加するもので、適用日は令和6年4月1日となります。

(11)、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合については、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、バイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を7分の6と定める規定の新設で、適用日は令和6年4月1日となります。

(12)、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用するとする規定を新設するもので、適用日は令和6年4月1日となっております。

次のページをお願いします。

(13)から(17)の改正については、固定資産税の課税の特例についてそれぞれ規定しているものですが、全て年度の更新に伴う条文の整備で、適用日はいずれも令和6年4月1日でございます。

次に、(18)から(25)についても同趣旨の改正でございます。

(18)、上場株式等の配当所得、(19)、土地の譲渡等に係る事業所得、(20)、長期譲渡所得の分離課税分、(21)、短期譲渡所得の分離課税分、(22)、一般株式等に係る譲渡所得等に係る分離課税分、(23)、先物取引に係る雑所得等の分離課税分、(24)、特例適用利子等及び配当等、(25)、条約適用利子等及び配当等については、定額減税の対象となる所得割の額について各条項にそれぞれの規定を含める読替規定の追加となっており、適用日は令和6年4月1日でございます。

次のページをご覧ください。

続きまして、都市計画税条例の一部改正ですが、(1)は、附則第2項、第3項、第4項、第15項については法律改正に合わせて項ずれの反映を行いました。

(2)、附則第6項、第7項、第8項、第9項、第10項、第11項については、年度の更新によるものです。

適用日につきましては、いずれも令和6年4月1日でございます。

以上で、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

1、議長(堀田) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

(「なし」の声あり)

別になければ、以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

お諮りします。議案第38号 広尾町税条例の一部改正についてと議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括して討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第38号と議案第39号の2件を一括して討論、採決することに決しました。

お諮りします。本案2件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は討論を省略します。

これより議案第38号 広尾町税条例の一部改正についてと議案第39号 広尾町都市計画税条例の一部改正についての2件を一括採決します。

お諮りします。本案2件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案2件は原案のとおり可決されました。

◎追加議事日程第3 日程第8 議案第40号

1、議長（堀田） 日程第8、議案第40号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第40号について提案説明を行います。

議案書は38ページでございます。

議案第40号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、令和6年度広尾町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもの
であります。

第1条は、歳入予算の補正で、補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」によるもの
であります。

次のページをお願いいたします。

第1表の歳入であります。

1款1項町民税は、個人町民税の定額減税に伴う減額であります。

9款1項地方特例交付金は、個人住民税の定額減税の減収補填であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議決方どうぞよろしくをお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

申し上げます。本案については、会議規則第55条の質疑回数の規定を適用せず審議することと
いたします。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第40号 令和6年度広尾町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

お諮りします。これをもって本臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会宣告

1、議長（堀田） これにて令和6年第2回広尾町議会臨時会を閉会します。

閉会 午後 2時16分